

ベジ・ファースト OKAYAMA プロジェクト企画運營業務委託 仕様書（案）

1 業務名

ベジ・ファースト OKAYAMA プロジェクト企画運營業務委託

2 業務の背景

岡山市では、平成15年度から「健康市民おかやま21」（市町村健康増進計画）を推進し、健康寿命の延伸を目指し、健康づくり活動に取り組んできた。令和5年健康市民おかやま21（第2次）最終評価では、健康寿命が延伸するなど成果はあったが、その基盤となる食生活や運動といった生活習慣に関する指標は一部悪化していた。特に、中間評価で課題となった「糖尿病有病者の増加の抑制」「適正体重を維持している人の増加」の指標は改善しておらず、肥満防止による糖尿病をはじめとした生活習慣病の発症・重症化予防対策が課題である。

肥満、糖尿病対策では、バランスのよい食事と適度な運動が重要である。近年、食事の時に野菜から食べる（ベジファースト）ことで、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防が期待できるとされている。しかし、令和3年県民健康調査では、岡山県民の野菜摂取量の平均値は232gで国が目標とする1日350gに対し約120g不足している結果であった。

また、この度の「健康市民おかやま21（第3次）」は、国の「健康日本21（第三次）」と同様、個人の行動と健康状態の改善を促すため、多様な主体（産・官・学・金・言）と連携し、社会環境の質の向上を重点に置いた取り組みを推進することとしている。

これらの背景を踏まえ、市民の野菜摂取量増加に主眼を置き、自然と健康になれる食環境づくりを推進する。

3 業務の目的

本業務は、糖尿病をはじめとした生活習慣病予防を目的に、市民の野菜摂取量増加を目指し、野菜を食べること、野菜から食べることを推進し、市民の健康意識の向上や行動変容を促す機運を高める。あわせて、小売店、飲食店等食品関連事業者、マスコミ等多様な主体と連携し、家庭や家庭以外でも自然と野菜の摂取が増える食環境整備を図ることで、健康無関心層も含めたすべての市民の健康づくりを推進するものである。

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

5 委託業務の内容

(1) 実施コンセプト（全体概要）の作成

本業務の背景、目的を真に理解し明確なコンセプトを提示するとともに、その目的達成に向けた最も効果的な実施内容と、それに基づいた具体的な実施計画を提出すること。

なお、実施計画の作成にあたっては、以下①～⑥の内容をふまえること。

- ①40～60歳代の市民を主な対象とし、野菜摂取量増加に向けた効果的な広報を行い、市民の実際の行動変容を促すような内容であること
- ②本業務に協力する小売店、飲食店等へインセンティブを設定し、協力店の増加や継続的な取り組みを促す工夫を行うこと
- ③市民への普及啓発と食環境整備を一体的に実施し、自然と野菜摂取が増える機運の醸成等、事業全体が相乗効果を発揮するよう工夫すること
- ④健康に対する「無関心層」にも訴求力のある内容とすること
- ⑤効果的な啓発となるよう、市や民間の他の事業とコラボレーションした企画等もできるだけ盛り込むこと
- ⑥本取組による効果の分析を行うこと

(2) ベジ・ファースト OKAYAMA 協力店の募集・登録・管理業務

- ・野菜摂取の拡大に取り組む小売店、ベジファーストに取り組む飲食店を「ベジ・ファースト OKAYAMA」協力店として募集、登録し、管理する。
- ・登録にあたっては、受託者が受付の窓口となり、委託者に報告・協議のうえ登録を行うこと。

① 協力店の対象業種の例

食品小売店（スーパー、コンビニエンスストア、弁当屋、惣菜屋）、飲食店等。

② 協力店に求める協力内容

野菜や野菜を多く含む総菜の販売に積極的に取り組む・食事の最初に野菜料理を提供するベジファーストに積極的に取り組む等。

例)

- ・野菜のたっぷりメニューや、野菜の惣菜を提供・販売しているお店。
（目安：1食あたり野菜120g以上のセットメニュー・1皿あたり野菜70g以上のメニュー）
- ・食事の最初に野菜料理を提供する等、ベジファーストの取組に協力できるお店。
- ・野菜を販売するにあたり、野菜摂取の推進、ベジファーストの推進のPRに協力できるお店。（岡山市が作成した啓発媒体を店内に掲示、野菜レシピの設置、野菜セット販売等）
- ③協力店の募集・登録・拡大にあたっては、以下を満たすこと。
 - ・協力店舗数は令和7年3月末時点で累計100店舗以上の登録があるよう努めること。
 - ・協力店は市内4区に満遍なく登録があるよう努めること。
 - ・機運醸成を図る目的で、下記（3）イベント終了後3か月程度を取組強化期間とし、協力店に上記②に取り組んでもらうこと。なお、取組強化期間終了後も協力店が引き続き取り組めるよう工夫すること。
 - ・岡山市の他課が実施している類似の事業に参加している事業者の活用も可とする。但し、100店舗の内30店舗は新規登録店とし、それ以上の登録数を目指すこと。
 - ・協力店へヘインセンティブを設定し、協力店の登録を促すこと。
 - ・申請方法は、電子申請など、申請しやすい方法を選択できるようにすること。
 - ・健康無関心層にも訴求するため、ファーストフード店、居酒屋、ラーメン店、パン屋等も含め広く働きかけること。
 - ・多様な主体と連携した食環境整備のため、大学等の学食等にも働きかけること。
- ④協力店の管理
 - ・登録店舗は、月末締めで、翌月10日までに報告すること。
 - ・登録店舗の取組内容を随時把握し、内容の充実や継続的な取組を促すこと。
 - ・登録店舗の施設情報や取組内容に変更が生じた場合、登録を辞退したい場合は、受託者が受付窓口となり、委託者に報告・協議の上、変更登録を行うこと。

(3) イベントの企画・運営・実施

- ・秋に1回、集客力のある普及啓発イベントを実施（土日祝日に開催）することとし、会場は参加者の交通の利便性を考慮して確保すること。
- ・集客力があり、事業内容が満たされると判断された場合は、本事業と親和性のある岡山市の他課や民間のイベント等へブース出展等での実施も検討すること。
（岡山市主催のイベント等については可能な範囲で情報提供するが、実施に向けての調整等は受託者が行うこと）
- ・内容は健康市民おかやま21（第3次）計画と本事業のPRとし、体験や展示などのブースを組み合わせた内容を想定している。
- ・40～60歳代のメインターゲット層が足を止めて参加しようと思う工夫を具体的に盛り込むこと。

- ・体験ブースには、野菜摂取量の見える化として、ベジチェックは必ず盛り込むこと。なお、ベジチェックの機器のレンタル費用は委託者が負担する。
- ・イベントは、ブース出展等、多様な主体（民間の小売店や飲食店等）に協力が得られるよう働きかけること。

（４）市民へ野菜摂取量増加を促すプロモーションの実施

- ・40～60歳代のメインターゲット層の市民に広く周知するとともに、実際の行動変容につながるようなコンテンツを作成し、効果的に広報を実施すること。
- ・普及啓発の開始は、できる限り早期に開始すること。（例：8月31日 やさいの日）
- ・実施においては下記①～⑥を満たすこと。
 - ① ロゴマークの作成
 - ・本事業に活用するロゴマークを作成すること。
 - ・ロゴマークはデータで提出すること。
 - ・ベジファーストを通して野菜摂取がイメージできる、若い世代から高齢者まで伝わる、誰でもわかりやすく、印象的なデザインとすること。
 - ・ロゴマークはチラシやパンフレットなどあらゆる場面での活用を想定している。
 - ②紙媒体、WEBサイト、SNS等を活用し、広告効果を最大限に高められる広報を実施すること
 - ③市が行う情報発信（広報紙、公式SNS等）だけでなく、購読者の多い雑誌、新聞、WEB等、民間企業の広告媒体、サービスも活用すること
 - ④実施にあたっては、（２）ベジ・ファースト協力店、（３）イベントの周知啓発を盛り込むこと
 - ⑤委託者が本業務を市媒体等でPRする際には、本業務を効果的にPRできるよう、データの作成や素材データ等の提供を行うこと
 - ⑥デジタル媒体に不慣れな市民にも情報が届くよう工夫すること

（５）啓発資材の作成

- ・普及啓発用、イベント実施のための資材、電子媒体を作成すること。
- ・作成においては、ベジ・ファースト協力店が設置しやすい媒体を工夫すること。
- ・協力店へ啓発資材の配布は、1店舗に複数枚の配布を想定している。
例）ポスター、チラシ、のぼり、卓上POP、ステッカー、商品棚POP等

（６）事業効果の測定

- ・ベジ・ファースト協力店（協力が得られなかった店舗も含む）及びイベント来場者にアンケート等を実施すること。
- ・アンケートの項目及び内容は、事前に委託者と協議し決定すること。
- ・アンケート結果の集計・分析を行うこと。結果について随時報告を行うとともに、後記の委託業務報告書により取りまとめること。

6 定例会議

（１）業務開始時

- ・契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議等を行うための業務開始時協議を開催すること。

（２）業務期間中

- ・本業務を適正かつ円滑に実施するため、月1～2回程度の定例会議を開催し、進捗確認等を行う。日時は契約締結後、委託者と受託者の協議により決定する。

（３）その他

- ・緊急を要する事項が発生した場合、又は委託者が必要と判断した場合は、上記会議以外にも随時会議を開催すること。
- ・会場は、原則岡山市役所庁舎内とし、困難な場合はWEBでのリモート開催とする。

- ・受託者は会議終了後、速やかにその打ち合わせ記録を作成・提出すること。

7 成果品（委託業務報告書）

(1) 内容

- ・本業務に関する実績、効果、検証、令和7年度の事業展開案を盛り込むこと。
- ・メディア等への掲載物。（動画・写真等、情報発信に関わるすべてを含む）

(2) 提出方法

①冊子 1部

- ・報告書の冊子は日本産業企画A4判で簡易製本、画像・図面等は適宜カラー印刷とする。

②報告書及びメディア記事・映像の電子データを記録したCD-R 1式

- ・当該業務で製作した資料や報告書の電子データは、エクセル、ワード等で作成した文書ファイルで岡山市が再利用できるもの及びPDFファイルとすること。
- ・写真データは別途活用可能なデータ（JPEGなど）で提出すること。
- ・電子媒体によるデータ納品については、すべてウイルスチェック対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(3) 提出期限

令和7年3月31日

(4) 成果品の帰属

- ・本業務で作成したすべての成果品の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

8 費用負担

本業務に必要な経費は、委託契約額として受託者に支払うものの他、本仕様書にないものであっても、原則として受託者が負担すること。

9 プロジェクト管理

- (1) 受託者は、委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、委託者への迅速な状況報告等）を徹底すること。
- (2) プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の漏れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

10 その他

(1) 法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

①岡山市契約規則

②個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

③その他関係法令

(2) 秘密の保持

- ①受託者は業務上知り得た秘密・個人情報を他の目的に使用し、又は委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- ②受託者は、業務の遂行にあたり個人情報保護法及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。
- ③受託者は、本業務委託を実施する上で知り得た個人情報については、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。

(3) 知的財産権等

- ①受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和48年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- ②受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- ③受託者は、委託の目的物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証するものとする。
- ④受託者は、成果品に第三者が権利を保有するソフトや素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、事前に委託者に相談のうえ、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- ⑥委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償するものとする。

(4) 貸与資料等

- ①受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。
- ②貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。また貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

(5) 本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、その承認をえること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

(6) 本業務実施中、トラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに委託者に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

(7) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者

の責に帰すべき事由によるものを除き、すべての受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。

- (8) 本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行すること。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。
- (9) 委託者において必要と認めるときは、作業の変更又は中止することがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受託者に損害が生じたときは、委託者はこれを賠償する。
- (10) 本仕様書（案）に記載の内容等は企画競争時点におけるものであり、最適提案者と協議の上変更を加えることがある。